

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年 4月 1日 現在>

1. (当社が提供するサービスについての相談窓口)

電話 03-6658-1188 (平日・9:00~18:00)

FAX 03-6658-1187

* ただし、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応できる体制を確保いたします。

* ご不明な点、またご質問があれば、いつでもご連絡ください

2. (事業者概要)

(1) 名称 : 株式会社 えがお

(2) 代表者氏名 : 小野憲治

(3) 所在地 : 東京都墨田区本所二丁目1番12号

3. (事業所概要)

(1) 事業所名 : ケアセンターえがお

(2) 所在地 : 東京都墨田区本所二丁目5番1号

(3) 電話番号 : 03-6658-4840

(4) FAX番号 : 03-6658-1187

(5) 介護保険事業所番号 : 1370702340

(6) サービス提供地域 : 東京都墨田区, 江東区, 台東区, 中央区

※上記地域以外の方でも、ご希望の方は遠慮なくご相談ください

4. (人員体制, 人数と職務内容)

(1) 管理者: 1名(兼務の有無「有・無」)

※ 管理者は事業所の従業員および業務の管理を一元的に行い、管理者は従業者に対して、法令等の規定を順守させるために、必要な指揮・命令を行います。

(2) 介護支援専門員 5名(保有資格:主任介護支援専門員 3名,介護支援専門員 2名,介護福祉士 3名,社会福祉主事 1名,あんまマッサージ師 1名)

※ 介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行います。

(3) 事務員 1名

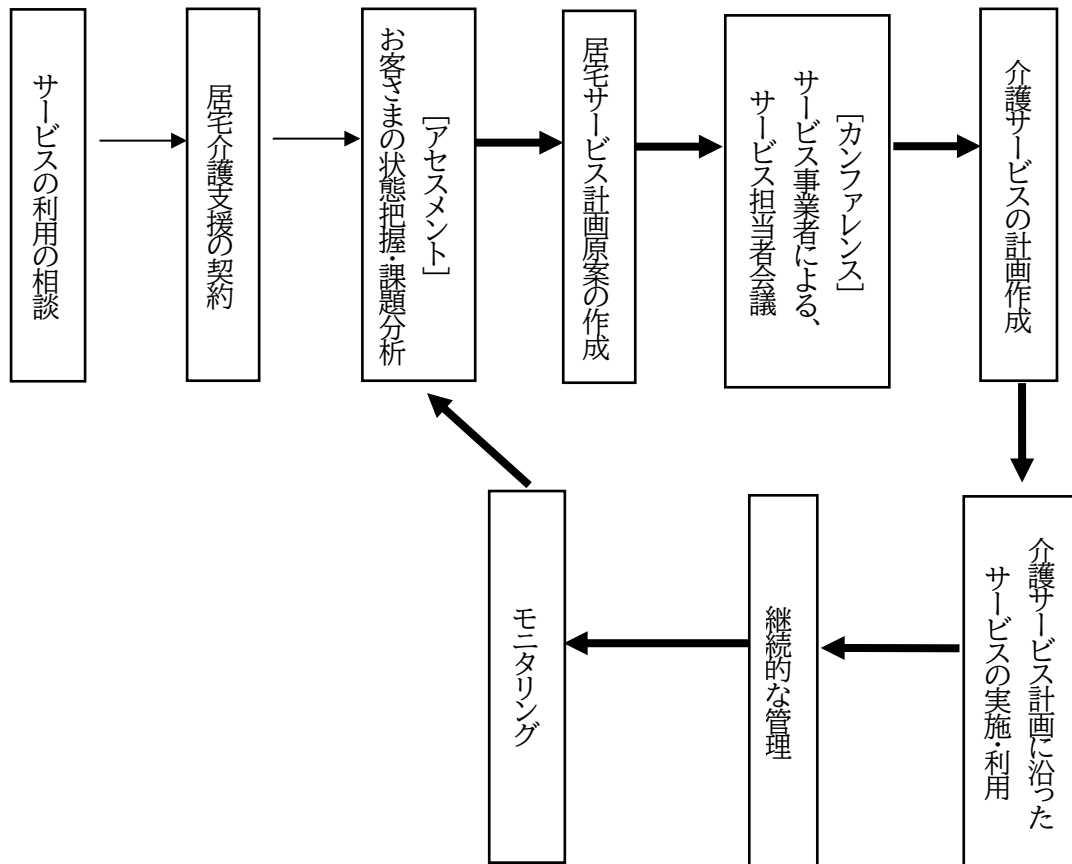
5. (事業所の営業日および営業時間)

(1) 営業日:月曜日から金曜日

(2) 営業時間:午前9:00から午後6:00

6. (居宅介護支援の申込みから提供までの流れ)

※下記を、ご参照ください。



7. (利用料金)

(1) 利用料

要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。なお、料金の詳細は契約書別紙に記載があります。

介護保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて、事業者が請求した金額をお客様が事業者を支払い、当社からサービス提供証明書の発行を行います。

このサービス提供証明書を、後日墨田区介護保険課の窓口へ提出しますと、全額支払いを受けられます。

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、解約料等は一切かかりません。

8. (サービスの利用方法)

(1) サービスの利用開始

お電話やFAX等にて、お申込みください。事業所の介護支援専門員がお伺い等をさせていただき、契約等の締結、その後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

お客様、またはご家族からのお申し出があれば、いつでも解約ができます。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、サービス終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、この地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスが終了となります。

・お客様が介護保険施設に入所等した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援若しくは介護保険の非該当と認定された場合

・お客様が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失されたとき

④ その他

お客様やご家族の方などが当社や当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9. (事業者の居宅介護支援の特徴等)

(1) 運営の方針

① 事業者は、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、そのお客様が可能な限り

その居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の立場にたって援助を行います。

② 事業の実施に当たっては、お客様の意思及び人格を尊重し、お客様やその家族に対してケアプランに

位置づける居宅サービス事業所について、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立の立場を保持する為に、複数の事業所の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、十分な説明を行います。

③ 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

④ 医療との連携を図り、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

・居宅介護支援の提供開始に当たり、お客様に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼いたします。

・お客様が医療系サービスの利用を希望している場合等は、お客様の同意を得て、主治医等の意見を求めることとされているが、この主治医等に対してケアプランを交付します。

・訪問介護事業者等から伝達されたお客様の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したお客様の状態について、介護支援専門員から主治医、等に必要の情報伝達を行ないます。

・末期の悪性腫瘍のお客様に対するケアマネジメントプロセスの簡素化を図り、状態変化に応じ主治医等の助言を得た上で介護保険サービスを修正する場合は、サービス担当者、お客様、家族の了解を得ていれば、サービス担当者会議の招集は省略できます。

- ⑤ 生活援助中心型の支援の訪問回数の多いお客様については、支援内容が適切であるか妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービスを市区町村に届け出ます。
- ⑥ 居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進するため、管理者は主任介護支援専門員を要件とし、質の高いケアマネジメントの推進を図ります。(経過措置期間3年を設ける)
- ⑦ 障害者の増加・高齢化に伴い、障害福祉制度の計画相談支援専門員との綿密な連携を図ります。

(2) サービスのご利用事項

事 項	有	無	備 考
介護支援専門員の変更	○		担当の介護支援専門員の変更ができます。希望される方はお申し出下さい。
解約料		○	契約の解約の際、解約料はかかりません。
研修の実施	○		年6回以上、実施しています。

10. (秘密保持)

事業者、介護支援専門員及び事業者が使用する者は、サービス提供する上で知り得たお客様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

11. (事故発生対応)

お客様に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、お客様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. (お客様相談)

① 事業所

お客様サービス窓口 電話番号:03-6658-1188

② 各地域包括支援センターの連絡窓口

- ・ みどり高齢者支援総合センター／03-5625-6541
- ・ 同愛高齢者支援総合センター／03-3624-6541
- ・ なりひら高齢者支援総合センター／03-5819-0541
- ・ こうめ高齢者支援総合センター／03-3625-6541
- ・ ぶんか高齢者支援総合センター／03-3617-6511
- ・ 八広はなみずき高齢者支援総合センター／03-3610-6541
- ・ うめわか高齢者支援総合センター／03-5630-6541
- ・ むこうじま高齢者支援総合センター／03-3618-6541

13. (お客様苦情窓口)

① 事業所

お客様サービス窓口 電話番号:03-6658-1188 苦情受付担当 加藤 翼

② その他

①以外に、以下の相談、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

墨田区 介護保険課給付・事業者担当 / 03-5608-6544 8:30~17:00(平日)

江東区 介護保険なんでも相談 / 03-3647-9099 9:00~17:00(平日)

台東区 介護保険苦情相談 / 03-5246-1245 8:30~17:00(平日)

東京都国民健康保険団体連合会 / 03-6238-0177

14. (第三者評価による評価の実施状況等)

当所の第三者評価による評価の実施状況等は、次のとおりです。

1, あり

実施日:令和 年 月 日

評価機関:

結果の開示:

②, なし

15. (ハラスメントの防止)

(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の2第1項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントや パワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2)お客様及びそのご家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)

② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ 行為等)

16. (虐待の防止のための措置)

① お客様の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な処置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

② 虐待の防止に関する責任者を選定する。

③ 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

④ 苦情解決体制を整備する。

⑤ 従業者に対し、虐待防止の普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施する

⑥ 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

虐待防止に関する責任者	加藤 翼
-------------	------

17. (身体拘束の適正化に関する事項)

お客様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束等をおこなわない。やむを得ず身体拘束その他お客様の行動を制限する行為をおこなう場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

18. (感染症や災害の対応力強化)

感染症や災害が発生した場合にあっても、お客様が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。感染症が発生、またはまん延しないように次の処置を講じるものとします。

- ① 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- ② 感染症の発生又はそのまん延防止するための研修の実施

16. (実習生の受け入れ時の対応)

当事業所では、実習を行う実習生と同行して訪問させていただく場合があります。個人情報の取扱いにつきましては別紙の個人情報使用同意書によるものとします。ご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

17. (個人情報の保護)

(1)事業者は、その業務上知り得たお客様およびそのご家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者の保護における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を順守し、適正に取り扱うものとします。

(2)従業者は、その業務上知り得たお客様およびご家族の秘密を保持するものとします。

(3)従業者であった者は、業務上知り得たお客様およびご家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者の雇用契約の内容とします。

(4)事業者は、他の居宅サービス事業者等に対して、お客様およびご家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面によりお客様およびそのご家族の同意を得るものとします。

[説明日] 令和 年 月 日

事業者	株式会社 えがお
所在地	〒130-0004 東京都墨田区本所二丁目1番12号
事業所	ケアセンターえがお
所在地	〒130-0004 東京都墨田区本所二丁目5番1号
説明者	_____